

「学校いじめ防止基本方針」

大阪府立南高等学校
大阪府立西高等学校
大阪府立扇町総合高等学校
大阪府立桜和高等学校
令和 4年 4月 1日

1、いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

2、本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こりえる。」という認識のもと、「豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合えるグローバル人材の育成」のために「大阪市立南高等学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ① いじめを絶対に許さない学校の雰囲気形成する。
- ② いじめの未然防止・早期発見につとめる。
- ③ 家庭・地域と連携し、生徒の悩みや相談を受け止める体制を構築する。

3、いじめの未然防止についての取組

< 基本姿勢 >

いじめは、どの生徒にも起こりえる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりえるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教員で行う。

（1）授業改善について

- ① 不足しがちな基礎理解力を補い、授業の中で無理なく応用発展力に至る学力をつけさせる。
- ② グローバル人材育成に向け、教科横断的な授業を展開する。
- ③ 習熟度別クラス編成を実施し、単元または定期考査ごとに適正なクラス編成を行う。

（2）自己有用感を高めるために

- ① 一人一人が活躍することができる活動を充実させるため、自主的な活動を促進し、学校生活をより充実したものにする。

- ② 生徒会活動や部活動の取組を活性化し、学校生活の充実を図る。
- ③ 本校の活動や特徴を地域に発信し、地域行事への参加することにより、地域交流を推進する。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

- ① 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実させ、読書活動・体験活動を推進することにより生徒の社会性をはぐくむ。
- ② 国際交流を通じ、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ③ コミュニケーション能力・プレゼンテーション能力を育成し、お互いを認め合いながら問題を調整し、解決する力を育てる。_

4 、いじめの早期発見についての取組

< 基本姿勢 >

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① ネットの適切な利用に関する講座を実施し、その適切な利用方法を伝える。
- ② あいさつ運動をはじめ、日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築に努める。
- ③ 生徒対象アンケートを年3 回実施し、いじめの早期発見に努める。
- ④ 定期的に(年3 回以上) 生徒支援委員会を開催し、生徒の情報を共有する。
- ⑤ スクールカウンセリングを通じて、友人関係や学習の悩みなど、問題の早期発見・対応を行う。

5 、いじめの早期解決についての取組

< 基本姿勢 >

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめと疑われる行為を発見した時は、その場でその行為を止める。
(暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける。)
- ② 発見・通報を受けた場合は、速やかに生活指導部を中心として正確な実態把握を行う。
- ③ いじめ事案が発生した時は、いじめ対策委員会メンバーで情報を共有するとともに、被害生徒の保護と加害生徒への指導を協議する。
- ④ 必要に応じて、警察等の関係諸機関と積極的に連絡を取り合う。

6 、いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) いじめ対策委員会

< 役割 > いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び再発防止を目的とする。

< 構成 > 校長、教頭、首席、人権教育主担、教務部長、生活指導部長、健康教育部長、
養護教諭、各学年主任

< 年間計画 >

・いじめ(疑いを含む) 事案があった場合には緊急の会議を行う。

・大阪市「いじめについて考える日」(5 月上旬) の取り組み

・生徒対象「いじめ調査アンケート」(7 月・12 月・2 月) の実施

(2) 保護者や地域・関係機関との連携

① ホームページや学校だよりなどによる情報発信・啓発活動を実施。

② 警察などの関係諸機関と、行事ごとに連絡を取り合う。

③ 学校協議会に提案し、協力体制の構築。

(3) 取組内容の検証

・「運営に関する計画の年度末反省」を各分掌、学校協議会にて行う。

7、重大事案への対応

ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して調査及び対応を行う。

① いじめ対策委員会メンバーと生活指導部員を中心として、重大事態に対処し、同種の事態の発生防止に資するため、速やかに適切な方法で事実関係を明確にするための調査を行う。
この場合、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

② 事案の経過について、時系列で記録して誠意ある対応を行う。なお、窓口の一本化を図る。

③ 所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。

④ いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、教育を受けられる環境の確保を図る。

* * * いじめ発見の際の流れ * * *

訴え・相談・気づき

↓

学級担任・部活動顧問等による聞き取り

↓

管理職・学年主任・生徒指導主事等に報告

↓

いじめ対策委員会で指導方針の決定

↓

被害生徒への支援・加害生徒への指導

↓

被害生徒・加害生徒の保護者への連絡

↓

学級・学年・部等での全体指導